

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例(平成25年3月29日京都市条例第72号)
(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)

京都市地域体育館の使用料の適正化を図るため、次のとおり改正することとしました。

条例改正の概要

利用促進を図る目的で試行実施していた、3時間を超えて使用する場合の使用料を1.5倍とする制度の適用除外について、条例に反映させるため制度を廃止する。

この条例は、平成25年3月29日から施行することとしました。

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第72号

京都市地域体育館条例の一部を改正する条例

京都市地域体育館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考2を削り、同備考1を同備考とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)